

◎新潟県告示第857号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、上越市の頸城土地改良区から次のとおり役員が  
退任した旨の届出があった。

令和3年7月2日

新潟県上越地域振興局長

1 退 任

監事 上越市頸城区矢住889番地 大瀧 春夫

退任年月日 令和3年6月16日